

○委員会を開催することができない場合における
委員長の緊急処理に関する内規

昭和 29 年 4 月 15 日
人 委 議 決

最近改正 昭和 38 年 10 月、令和 4 年 7 月 1 日

委員会を開催することができない場合における委員長の緊急処理に
関する内規

- 1 やむを得ない事由により、委員会を開催するいとまがないときは、京都市人
事委員会議事規則第 4 条第 3 号、第 9 号および第 10 号に掲げる事項について
は、委員長において専決処理することができる。
- 2 前項の規定により、委員長が専決処理した事項は、次の委員会において承認
を得なければならない。